

電気供給約款 新旧約款対照表

※下記内容が主な変更箇所一覧となります、お客様への影響がない軽微な箇所についても新約款では訂正しております

条項	変更前	変更後
IV 料金の算定および支払い 18. 料金の算定 (2)	(2)料金は、需給契約ごとに当該契約プランに定められた料金を適用して算定いたします。	(2)料金は、需給契約ごとに当該契約プランに定められた料金を適用して算定いたします。ただし、天災その他の影響により、JEPXにおいて翌日取引市場に係る取引価格の情報が公表されない場合はその限りではありません。
IV 料金の算定および支払い 18. 料金の算定 (4)		(※新設) (4)(2)の場合は、当社はお客様を保護する目的で、「1月」あたりの料金を複数月に分割して請求する等、社会通念上妥当と考えられる措置を講じができるものとします。
別表 2. 電源調達調整 (1)平均市場価格の算定	平均市場価格は、JEPX が公表するスポット取引（「一般社団法人日本鉄電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアイアの合計を当該算定期間中における商品の数により除した値を下記の算定方法で補正した値とし、供給エリア（ただし、沖縄エリアを除きます。）ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は 1 錢とし、その	平均市場価格は、平均エリアイアプライスを下記の算定方法で補正した値とし、供給エリア（ただし、沖縄エリアを除きます。）ごとに算定いたします。平均エリアイアプライスは、JEPX が公表する翌日取引市場（「一般社団法人日本鉄電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアイアの合計を当該算定期間中における商品の数により除した値とし、その単位は 1 錢とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします

	<p>端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、損失率はお客様の供給電圧およびエリアに応じて、託送約款の定めるとおりの値です。</p> <p>※エリアプライスは東京、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州のエリアごとに異なり、エリアごとの電源調達調整単価を決定します。</p> <p>※平均市場価格算定期間に託送約款が変更となる場合は当該の平均市場価格算定期間終了時点での損失率を適用いたします。</p>	<p>す。なお、エリアプライスが公示されない場合には、各供給エリアの送配電事業者が託送供給等約款に基づき公表するインバランス料金の該当時間における価格を用いることといたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものとし、その単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、損失率はお客様の供給電圧および供給エリアに応じて、託送約款の定めるとおりの値です。</p> <p>※エリアプライスは東京、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州の供給エリアごとに異なり、当社は、供給エリアごとに電源調達調整単価を決定します。</p>																												
別表 2. 電源調達調整 (2)電源調達調整単価	<table> <thead> <tr> <th colspan="2">〈基準単価〉</th> <th colspan="2">〈基準単価〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td><td>13.63</td> <td>東京</td><td>10.81</td> </tr> <tr> <td>中部</td><td>12.95</td> <td>中部</td><td>10.22</td> </tr> <tr> <td>近畿</td><td>11.29</td> <td>近畿</td><td>8.20</td> </tr> <tr> <td>中国</td><td>12.44</td> <td>中国</td><td>9.37</td> </tr> <tr> <td>四国</td><td>12.86</td> <td>四国</td><td>9.22</td> </tr> <tr> <td>九州</td><td>10.20</td> <td>九州</td><td>6.92</td> </tr> </tbody> </table>	〈基準単価〉		〈基準単価〉		東京	13.63	東京	10.81	中部	12.95	中部	10.22	近畿	11.29	近畿	8.20	中国	12.44	中国	9.37	四国	12.86	四国	9.22	九州	10.20	九州	6.92	
〈基準単価〉		〈基準単価〉																												
東京	13.63	東京	10.81																											
中部	12.95	中部	10.22																											
近畿	11.29	近畿	8.20																											
中国	12.44	中国	9.37																											
四国	12.86	四国	9.22																											
九州	10.20	九州	6.92																											
別表 2. 電源調達調整 (3)電源調達調整単価の適用	<table> <thead> <tr> <th>平均市場価格 算定期間</th> <th>電源調達調整 単価適用期間</th> <th>平均市場価格 算定期間</th> <th>電源調達調整 単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月 1 月 1 日 から 1 月 31 日 までの期間</td> <td>その年の 3 月 の検針日から 4 月の検針日 の前日までの 期間</td> <td>毎年 1 月 15 日 から 2 月 14 日 までの期間</td> <td>その年の 2 月 の検針日から 3 月の検針日 の前日までの 期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 2 月 1 日</td> <td>その年の 4 月</td> <td>毎年 2 月 15 日</td> <td>その年の 3 月</td> </tr> </tbody> </table>	平均市場価格 算定期間	電源調達調整 単価適用期間	平均市場価格 算定期間	電源調達調整 単価適用期間	毎月 1 月 1 日 から 1 月 31 日 までの期間	その年の 3 月 の検針日から 4 月の検針日 の前日までの 期間	毎年 1 月 15 日 から 2 月 14 日 までの期間	その年の 2 月 の検針日から 3 月の検針日 の前日までの 期間	毎年 2 月 1 日	その年の 4 月	毎年 2 月 15 日	その年の 3 月																	
平均市場価格 算定期間	電源調達調整 単価適用期間	平均市場価格 算定期間	電源調達調整 単価適用期間																											
毎月 1 月 1 日 から 1 月 31 日 までの期間	その年の 3 月 の検針日から 4 月の検針日 の前日までの 期間	毎年 1 月 15 日 から 2 月 14 日 までの期間	その年の 2 月 の検針日から 3 月の検針日 の前日までの 期間																											
毎年 2 月 1 日	その年の 4 月	毎年 2 月 15 日	その年の 3 月																											

	から 2月 28 日 までの期間 (閏年となる 場合は、2月 29日までの期 間)	の検針日から 5月の検針日 の前日までの 期間	から 3月 14 日 までの期間	の検針日から 4月の検針日 の前日までの 期間
	毎年 3月 1 日 から 3月 31 日 までの期間	その年の 5月 の検針日から 6月の検針日 の前日までの 期間	毎年 3月 15 日 から 4月 14 日 までの期間	その年の 4月 の検針日から 5月の検針日 の前日までの 期間
	毎年 4月 1 日 から 4月 30 日 までの期間	その年の 6月 の検針日から 7月の検針日 の前日までの 期間	毎年 4月 15 日 から 5月 14 日 までの期間	その年の 5月 の検針日から 6月の検針日 の前日までの 期間
	毎年 5月 1 日 から 5月 31 日 までの期間	その年の 7月 の検針日から 8月の検針日 の前日までの 期間	毎年 5月 15 日 から 6月 14 日 までの期間	その年の 6月 の検針日から 7月の検針日 の前日までの 期間
	毎年 6月 1 日 から 6月 30 日 までの期間	その年の 8月 の検針日から 9月の検針日 の前日までの 期間	毎年 6月 15 日 から 7月 14 日 までの期間	その年の 7月 の検針日から 8月の検針日 の前日までの 期間
	毎年 7月 1 日 から 7月 31 日 までの期間	その年の 9月 の検針日から 10月の検針日 の前日までの 期間	毎年 7月 15 日 から 8月 14 日 までの期間	その年の 8月 の検針日から 9月の検針日 の前日までの 期間
	毎年 8月 1 日 から 8月 31 日 までの期間	その年の 10月 の検針日から 11月の検針日 の前日までの 期間	毎年 8月 15 日 から 9月 14 日 までの期間	その年の 9月 の検針日から 10月の検針日 の前日までの 期間

	毎年9月1日 から9月30日 までの期間	その年の11月 の検針日から 12月の検針日 の前日までの 期間	毎年9月15日 から10月14日 までの期間	その年の10月 の検針日から 11月の検針日 の前日までの 期間
	毎年10月1日 から10月31日 までの期間	その年の12月 の検針日から 翌年の1月の 検針日の前日 までの期間	毎年10月15日 から11月14日 までの期間	その年の11月 の検針日から 12月の検針日 の前日までの 期間
	毎年11月1日 から11月30日 までの期間	翌年の1月の 検針日から2 月の検針日の 前日までの期 間	毎年11月15日 から12月14日 までの期 間	その年の12月 の検針日から 翌年の1月の 検針日の前日 までの期間
	毎年12月1日 から12月31日 までの期間	翌年の2月の 検針日から3 月の検針日の 前日までの期 間	毎年12月15日 から翌年の 1月14日まで の期間	翌年の1月の 検針日から2 月の検針日の 前日までの期 間
別表 2. 電源調達調整 (6)算定式の改定	当社は、毎年1月、4月、7月 および10月の各月1日付で、 平均市場価格および電源調達調 整単価の算定式の見直しを行 い、当社が必要と判断した場合 は、ホームページに掲載または 電子メールの送信、その他当社 が適当と判断する方法によりお 客さまに通知し、その内容を改 定することができるものといた します。なお、各月1日付の改 定の場合、改定月の検針日から 改定月の翌月の検針日の前日ま での期間において使用される電 気の料金から、改定後の算定式 に基づいた電源調達調整の適用	当社は、毎年1月、4月、7月 および10月の各月1日付で、 平均市場価格および電源調達調 整単価の算定式の見直しを行 い、当社が必要と判断した場合 は、ホームページに掲載または 電子メールの送信、その他当社 が適当と判断する方法によりお 客さまに通知し、その内容を改 定することができるものといた します。なお、当該改定日が1 日付の場合、16.(料金の算定期 間)に定める、その前月の検針日 から改定日の属する月の検針日 の前日までの期間、その前月の 使用開始日から直後の検針日の		

	を開始するものといたします。	前日までの期間および改定日の直前の検針日から需給契約を解約した日の前日に係る電気料金の算定は、いずれも改定後の算定式によるものとします。
別紙 I		(※新設) 1. プランの特徴 当社のプランは、当社がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする予定のプランです。